平成２１年（フ）第２１８号
宮崎県小林市大字堤3238番地２、前住所宮崎県小林市大字堤3280番地６
債務者　山田　亨一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　大塚法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２８６号
熊本県合志市豊岡2054番地32
債務者　日置美代子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村惠一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９１号
愛知県豊橋市飯村南３丁目22番地25
債務者　仲本留理子こと　ナカモトクリスチアネルリコホンダ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
愛知県豊橋市飯村南３丁目22番地25
債務者　仲本ジョルジこと　ナカモトジョルジ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
静岡県浜松市西区大平台１丁目15番５号
債務者　玉田パトリシア山根こと　タマダパトリシアヤマネ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
長崎県長崎市石神町41番11―202号、旧住所長崎県長崎市辻町23番３号
債務者　下村　忠廣
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月29日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４７７号
北海道江別市野幌屯田町37番地の11
債務者　宇野明則こと　金　　明則
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７８１号
熊本市新屋敷２丁目22番12号　エル30―602号
債務者　溝上　寛隆
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１７２７号
札幌市豊平区美園１条６丁目３番18号　ハイツM16―401号室、外国人登録原票記載事項証明書上の住所札幌市豊平区美園１条６丁目３番１号
債務者　井上重光こと　金　　重光
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９２号
札幌市豊平区美園１条６丁目１番11号
債務者　井上明光こと　金　　明光
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９５号
三重県三重郡川越町大字当新田511番地１、住民票上の住所三重県四日市市元新町６番14号
債務者　後東　照己
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向山　富雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３６７号
長野市大字石渡23番地49
債務者　日高　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉﨑　哲矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２７１号
青森県八戸市吹上６丁目４番21号
債務者　田中　ミヨ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
青森県三戸郡階上町大字赤保内字柳沢23番地14、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地1212　ココナッツハウスＢ―501
債務者　畠山　京子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１３７９号
埼玉県蓮田市大字閏戸3048番地の７
債務者　木股　芳久
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
千葉県印旛郡栄町南58番地１
債務者　為貝　裕子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部